

市街化区域内の狭あい道路 (幅員4m未満の道路)

市と市民の皆様で
協力して広げましょう!



拡幅整備事業

の概要について

事業の対象

市街化区域内の道路又は市街化区域に接する道路のうち、**幅員4m未満のもので、市道及び市が管理する道路**であり、**交差点間の地権者全員の合意形成をもとに、後退用地や隅切り用地を寄附していただく場合**が対象となります。

整備要件

- ① 拡幅整備後の有効幅員が4m～6mであることが必要です。
- ② 整備区間が交差点から交差点までの区間であることが必要です。
- ③ 後退用地内に住宅、店舗等の建築物が存在しないことが必要です。

助成金の交付について

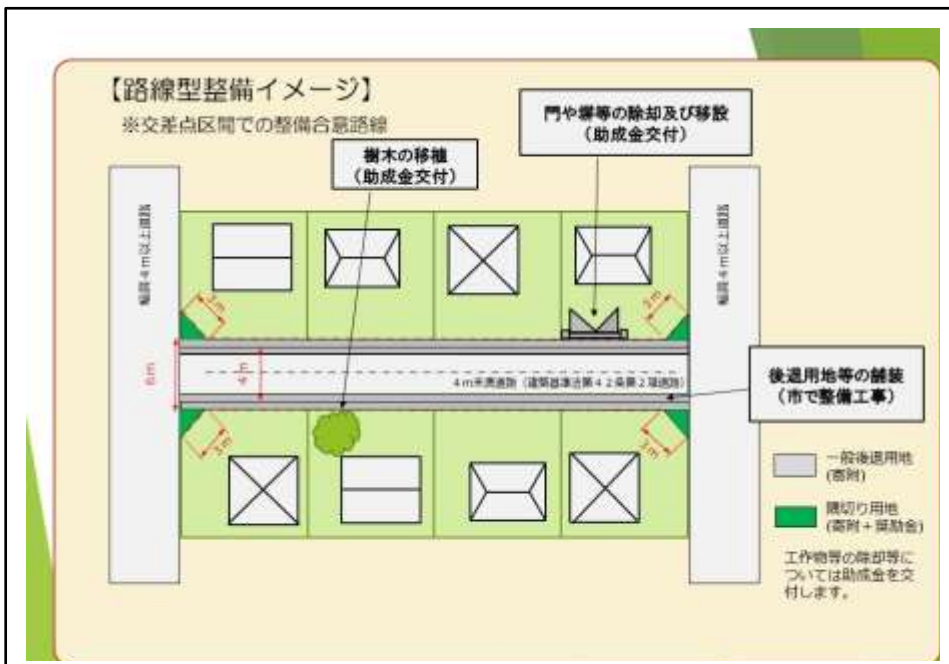
後退用地や隅切り用地内にある門や塀等の除却等の費用の一部を助成金として交付します。

助成対象経費	助成額	助成限度額
後退用地及び隅切り用地内にある ・門柱・門扉・塀・擁壁等の除却、 移設、新設 ・樹木・生垣等の移植の工事に要する費用	左記に係る費用(見積金額)の1/2に相当する額	100万円

奨励金の交付について

隅切り用地の寄附に対して奨励金を交付します。

区分	算定基準
隅切り用地の寄附に対する奨励金	隅切り用地に係る土地の固定資産評価額を当該総地積で除して得た額に、隅切り用地の面積を乗じた額



問い合わせ先

袖ヶ浦市 都市建設部 都市整備課

TEL0438-62-3516(直通) FAX0438-63-9670(直通)